

# 長洲町立中学校規模適正化に係る調査報告書

令和3年11月30日

長洲町立中学校規模適正化調査委員会

## 1. 教育を取り巻く社会の変化

- ・2020年度（令和2年度）新学習指導要領改訂・完全実施（2030年までの計画期間）
- ・2030年には、少子高齢化がさらに進行し、65歳以上の割合が総人口の3割に達する。
- ・生産年齢人口は、総人口の約58%にまで減少することが見込まれている。
- ・子どもたちの65%が将来、今は存在していない職業に就くと予測されている。
- ・今後10～20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高いと予測されている。

○これらの状況は、わが国が人口減少期を迎え、社会の様相が大きく変わっていく中で、これからの学校教育の在り方を変えていかなければならないことを示唆しています。

## 2. 長洲町立中学校の主な現状と課題

### （1）生徒数及び学級数（通常学級）の推移

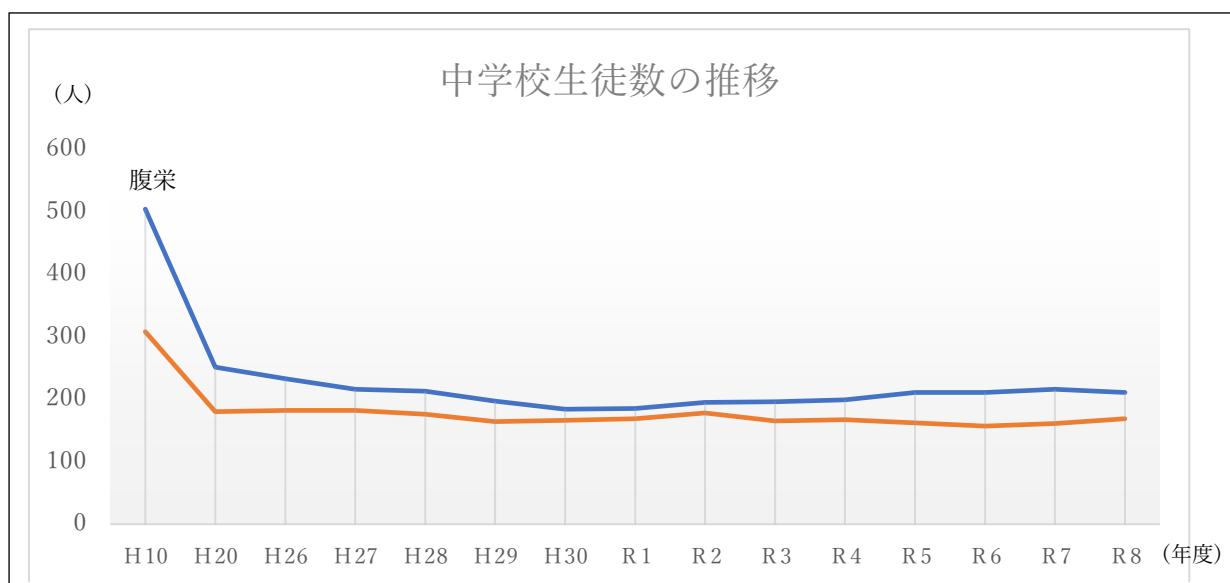
長洲町における中学校の生徒数は、平成10年度の812人に対して、令和3年度には361人となっており半分以下に減少しています。また、学級数は、平成10年度に23学級だったのが、令和3年度には12学級と半減しています。

学校名	項目	H10	H20	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
腹栄中	生徒数	504	251	233	216	213	197	184	185	195	196	199	211	211	216	211
	学級数	14	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
長洲中	生徒数	308	180	182	182	176	164	166	169	178	165	167	162	157	161	169
	学級数	9	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合計	生徒数	812	431	415	398	389	361	350	354	373	361	366	373	368	377	380
	学級数	23	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

### （2）今後の生徒数の推計

令和4年度からの長洲町における中学校の生徒数の推移は、微増減を繰り返しながら緩やかに減少していくものと見込まれます。

【図2】町立中学校の生徒数の今後の推計



(3) 1 学校あたりの学級数

学校教育法施行規則では、中学校の標準の学級数は、「12 学級から 18 学級以下」とされています。

令和 3 年度現在、腹栄中学校、長洲中学校ともに 6 学級で標準の学級数を大きく下回っています。

【表 1】令和 3 年度の町立中学校の生徒数及び学級数（通常学級）※令和 3 年 5 月 1 日現在

学校名	1 年		2 年		3 年		合 計	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
腹栄中学校	6 1	2	6 6	2	6 9	2	1 9 6	6
長洲中学校	5 0	2	5 8	2	5 7	2	1 6 5	6

◆法令等による適正規模

○学校教育法施行規則

第 79 条 中学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない。

◆学級数による学校規模の分類（※公立小中学校の国庫負担事業認定申請の手引きより）

学校規模の分類		過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学級数	中学校	1～2 学級	3～11 学級	12～18 学級	19～30 学級	31 学級以上

(4) 小規模校に係る課題等

学校教育法施行規則で標準の学級数と規定されている「12 学級以上 18 学級以下」を下回る学校は、小規模校と分類されます。

このような小規模校については、小規模校なりの「良さ」があると言われており、その最たるものが「子ども一人ひとりに目が行き届きやすく、きめ細かい指導が行いやすい」という点にあるとされています。

一方でデメリットとして、人数が少ないため集団活動の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向があります。また単学級によりクラス替えができないため、人間関係が固定化しやすくなるなど、多様な人間関係の中で得られる社会性の獲得が弱まっている状況にあります。

【表 2】小規模校のメリット・デメリット（例）

	メリット	デメリット
学習面	○児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かい指導が行いやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○単学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。

学習面	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童・生徒、教職員が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態が取りにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。  ○児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。	○教職員が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

※中央教育審議会「小中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会資料」より引用

#### (5) 学校施設の老朽化（現状と課題）

腹栄中学校は、昭和53年建設（43年目）長洲中学校は、昭和58年建設（38年目）で、両校ともに建築後40年近くが経過しています。

本町においては、学校施設のみならず、文化・体育施設、保健・福祉施設、上下水道施設等、多くの公共施設において老朽化による更新及び維持管理に係わる問題を抱えています。このようなことから、公共施設の全体像や人口、財政の将来の見込みを考慮し、将来のまちづくりの観点から、今後の公共施設の維持管理の在り方として、平成29年4月、「長洲町公共施設等総合管理計画」が策定されました。

本町の学校教育施設（建築物）の延床面積は、長洲町公共施設全体の45.6%を占め、分野別でも最も多い状況となっています。今後も学校施設の安全対策を年次計画で実施していきますが、小中学校6校の施設の維持管理及び更新等には、多額の費用がかかっています。

【表3】小・中学校施設の状況 (令和3年5月現在)

学校名	区分	建築年	標準耐用年数	経過年数	大規模等改修の有無	延床面積(m <sup>2</sup> )	児童・生徒数	普通学級数
腹栄中学校	校舎	昭和53年 昭和62年	50年 50年	43年 34年	R1有 R1有	2,102 2,586	196人	6
	体育館	平成19年	50年	14年	無	1,749		
長洲中学校	校舎	昭和58年	50年	38年	無	3,358	165人	6
	体育館	平成10年	50年	23年	無	1,616		
六栄小学校	校舎	昭和44年	50年	▲52年	H21有	5,228	244人	10
	体育館	昭和56年	50年	40年	無	930		
腹赤小学校	校舎	平成元年	50年	32年	無	4,765	196人	7
	体育館	昭和51年	50年	45年	無	934		
長洲小学校	校舎	平成16年	50年	17年	無	6,077	223人	8
	体育館	昭和54年	50年	42年	無	1,000		
清里小学校	校舎	平成3年	50年	30年	無	3,053	117人	6
	体育館	昭和52年	50年	44年	無	778		

※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められており、構造により異なります。(鉄筋コンクリート造：47年、鉄骨造：34年)

※▲は、耐用年数を超過している年数です。

※小・中学校の全施設について全て耐震診断を実施し、必要と判断されたものについては全て耐震補強済みとなっています。

(6) 中学校の部活動部員数の推移(現状と課題)

令和元年度から令和3年度の中学校の部活動入部率は、全校生徒数の約8割から約5割合で推移しています。中学校の規模により部活動の活動数が異なりますが、部員が少なく、チーム編成が困難になっているなど、十分な活動が出来ていない状況があります。

【表4】中学校の部活動部員数 (令和3年5月現在)

学校名	腹栄中学校			長洲中学校		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3
全校生徒数	185	195	196	169	178	165
部活動入部者数計	156	102	146	104	106	89
入部率(%)	84.3	52.3	74.5	61.5	65.2	53.9

運動部	陸上(男)	13	0	16	19	9	20
	陸上(女)	4	13	5	9	26	2
	サッカー	15	13	20	24	13	12
	野球	16	5	12	8	9	7
	バレーボール(女)	18	10	17	17	16	15
	バドミントン(男)	13	9	19	—	—	—
	バドミントン(女)	19	14	11	—	—	—
	テニス(男女)	17	16	14	—	—	—

運動部	ソフトテニス (男)	—	—	—	13	18	20
	ソフトテニス (女)	13	12	14	—	—	—
	バスケットボール (女)	10	4	—	10	9	8
文化部	吹奏楽 (男女)	18	6	18	4	6	5

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入部したい部活動がなく、居住地以外の中学校を希望する生徒がいる。</li> <li>●少人数のため団体競技では部員数に不足が生じ、単独での出場ができず他の中学校と合同で出場している。</li> <li>●部員数の減少により、お互いに切磋琢磨する機会が少なくモチベーションの低下に繋がっている。</li> <li>●部員数の減少により部費も減額し、部活動の維持管理、運営などに支障がある。</li> </ul>
----	--

(7) 中学校の教職員数 (現状と課題)

教職員数については、学校規模 (特別支援学級を含む学級数) によって決定されます (教職員基礎定数)。学校規模が小さいことにより担任を配置できない教科については、非常勤時間講師等での対応となっています。

【表5】令和3年度の中学校の教職員数 (令和3年5月現在)

項目		腹栄中学校	長洲中学校
基本配当定数	校長	1	1
	教頭	1	1
	教諭	11	11
	養護教諭	1	1
	事務職員	1	1
その他	加配	3	3
	事務長	0	0
	栄養教諭	0	0

※加配とは、教職員基礎定数以外の配置職員のことです。少人数指導やティーム・ティーチング等の実施を目的として追加配置される国・県の施策によるものです。

※上記職員の他に、司書、学校教育支援員等の職員を両中学校に配置しています。

【腹栄中学校】

令和3年度教職員配置数

腹栄中	校長	教頭	教諭			養護教諭	事務職員	合計
			担任	特別支援	加配			
	1	1	9	2	3	1	1	18

令和3年度教科担任数

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	英語
	1	1	2 (加配1)	1 (加配1)	1	1	1	0	0	1 (加配1)

・10教科に対し、教頭を除く9人の教員が配置されており、技術科、家庭科には教員が配置されていません。このため、令和3年度は家庭科に非常勤講師を配置し、技術科は長洲中教諭が兼務し対応しています。令和2年度は教頭が技術科を音楽科教諭が美術を免許外で指導を行いました。

・また、多様な教育を行ったり、特別な配慮が必要な学校への加配として、数学科、理科、英語科に1人ずつの教員が配置されています。

### 【長洲中学校】

#### 令和3年度教職員配置数

長洲中	校長	教頭	教諭			養護教諭	事務職員	合計
			担任	特別支援	加配			
	1	1	9	2	3	1	1	18

#### 令和3年度教科担任数

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	英語
	2	1	1 (加配1)	2	0 (加配1)	0	1	1	0	1 (加配1)

・10教科に対し、教頭を除く9人の教員が配置されており、音楽科、美術科、家庭科には教員が配置されていません。このため、今年度は家庭科に非常勤講師を配置し、美術科は腹栄中教諭が兼務し対応しています。令和2年度は、教頭が技術科を家庭科教諭が美術を免許外で指導を行いました。

・このほか、多様な教育を行ったり、特別な配慮が必要な学校への加配として、数学科、音楽科、英語科に1人ずつ教員が配置されています。

### ◆これまでの課題（まとめ）

#### （1）両中学校における教育課程における諸課題

（※前記のとおり、小規模校であるため両中学校における問題点は次のとおりです。）

- 複数のクラス替えができず交流の幅が小さいため人間関係が固定化され、生徒は多様な意見に触れる機会が不足しています。
- 生徒数が少ないため生徒同士の人間関係の幅が狭く、お互いに切磋琢磨する機会が不足しています。
- 少人数であるため授業や部活動での活動が制限され、課外活動に制約が出てくるので、生徒たちの交流の場や楽しむ機会が奪われています。
- 配置される教員数が少ないため、各教科の担任が揃わず、免許外教科担任や複数校を兼務する指導が生じています。教職員一人あたりの校務分掌も大きくなり負担が増加しています。
- 免許外で指導を行う必要があるため、生徒に対して専門的な知識や技能、経験を踏まえたきめ細やかな指導が十分ではありません。
- 加配なしには習熟度別指導など多様な指導形態がとりにくい状況にあります。
- 生徒数の減少により、PTA活動等に制限が生じている。

### 3. 学校規模適正化に対する基本的な考え方

#### 3-1 国の考え方

※「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」より（平成27年1月27日 文部科学省）

##### (1) 教育的な視点

一定規模の生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましい。

あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。

##### (2) 学校規模の適正化

小中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされ、1学級あたりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数の将来推計を想定し総合的な検討が必要。

##### (3) 望ましい学級数

少なくとも1学年2学級以上（6学級）が必要であるが、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、9学級以上を確保することが望ましい。

#### 3-2 適正規模（望ましい規模の12学級から18学級）の学校を作る理由

学校は、ただ単に知識を習得する場ではありません。社会において自立的に生きる基礎を培い、国や社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う場所でもあります。そのためには学校では、教科指導の充実だけでなく、道徳教育や体験活動、魅力ある行事等を行います。これらの活動等を通じて、児童生徒が多様な人と関わるなど発達段階に応じた心や体の成長を図ります。

近年、少子化により、遊びやライフスタイルなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わり、これまで当たり前のように育まれた、人とのつきあい方、思いやりの心、集団のルールを守る協調性等の社会性の獲得が弱まっている現状があります。その社会性を獲得するためには、多様な子ども同士ふれあいや友人関係を作ることができるようにすることが不可欠です。

これらのことから、一定規模の児童生徒集団が確保されていることが望ましく、一定の学校規模の確保が重要となります。

また、学校施設を含む公共施設等の老朽化対策に必要な財源の確保が困難なため、限られた教育予算を集中的・効果的に使用することが、よりよい教育環境の充実につながります。

このことから、長洲町及び長洲町教育委員会は、児童生徒の心身共に健やかな成長を第一に考え、規模適正化を行うことで、一定の学校規模や学級数を確保する必要があると考えています。

#### 3-3 本町の中学校規模適正化の取り組みにより期待できる効果

##### (1) 生徒たちへの効果

○生徒同士の幅が広がり、お互いに切磋琢磨する機会が増え、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすくなります。また、学級数が増えることで人間関係にも配慮したクラス編成が可能となります。



○部活動において多くの種目や人数でできるため、生徒のモチベーションが高まります。  
○教科担任が複数となった場合、授業時数に余裕ができ、中学校の教員が小学校で授業を行うなど、英語の交流授業が実施可能となり幼・保・小・中が連携した、より一貫性のある教育課程が構築できます。

## (2) 教職員への効果

○教員数が増えることで、授業時数や校務分掌の負担の軽減に繋がり、生徒と係わる機会が増え、教職員のワーク・ライフバランスを図ることができます。  
○同じ教科を担当する教員が複数配置されるため、各教科について組織的な経営や教材研究の質の向上に繋がり、質の高い授業が期待できます。

## (3) 本町における効果

○中学校規模適正化の検討を契機に、保護者や地域住民の教育に対する意識の向上が図られ、住民等の参画により「学校を核とした地域づくり」へ生徒・保護者・地域住民が一体となって新しい学校を支えていく体制づくりや地域づくりの更なる推進に繋がります。  
○地域の新たな協働関係（PTA等）の形成を図ることができます。

## 4. 学校規模適正化に対する町の基本方針

学校規模の適正化の検討は、第一に学校の果たす役割を再認識する必要があり、生徒に係る教育的な観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきであり、生徒に不利益が生じないよう、教育の質の向上を図ることです。

前述のとおり、中学校における現状と課題を踏まえ、学校規模適正化ができない自治体もある中、本町では学校規模の適正化が実現できる自治体であり、そのメリットを活かせる町といえます。

このため、中学校の規模適正化を前向きに捉え、子どもたちに与えられる教育環境づくりに取り組むべき時期にあると考えます。

本町は、昭和31年の町村合併からすでに65年を経過しており、今後も各地域の伝統文化を大切にしながら、今まで以上に将来に向けて「長洲町は一つ」という意識を大切にして、学校の統合再編への取り組みが期待できます。

### (1) 再編基準

学校規模における問題点、学校教育法施行規則、中学校設置基準等の法令、長洲町の現在の中学校規模や地理的条件などを勘案し、長洲町立中学校の望ましい学校規模は、次に示す内容を基準とします。

#### (ア) 1学校あたりの望ましい学級数

集団生活に活力があふれ、生徒相互間、教師と生徒間に様々な関わり合いができることなどを考え、学校教育法施行規則に定める標準規模である「12学級から18学級程度」とします。

#### (イ) 1学級あたりの生徒数

熊本県教育委員会の「市町立小・中学校編成基準」に基づき、現行どおり1学年は「35人学級」、2～3学年は「40人学級」とします。ただし、県の基準が変更された場合は、これに準拠します。

### (2) 再編の手法

学校教育の充実と、児童生徒によりよい教育環境を整備し、適正な学校規模を実現するための具体的な方策については、通常「通学区域の見直し」と「学校の統合」（新設を含む）の2つが考えられます。

#### (ア) 通学区域の見直し

これは、適正化を検討する範囲にある学校の通学区域と隣接する学校の通学区域の一部を変更することで、学校規模の適正化を図ります。これは、大規模校の適正化を検討する際に有効な方策であると考えられています。

#### (イ) 学校の統合

これは、適正化を検討する範囲にある学校が隣接する学校と統合することによって学校規模の適正化を図ります。これは、隣接する校区に大規模校が存在せず、通学区域の見直しだけでは適正化が困難な場合に有効な方策であると考えられています。

## 5. 学校規模適正化に対する調査委員会の結論

現在の長洲町立中学校における現状と課題を調査した結果、教員の適正な配置をはじめ、質の高い教育環境の整備及び財源の確保、教員の働き方改革など、早急に解決すべき課題です。

これらは、長洲町の子どもたちの成長に大きな影響を及ぼす可能性があり、中学校の規模適正化による教育条件の改善については、長洲町として早急に実現する必要があります。

よって、本調査委員会における長洲町立中学校の規模適正化に関する結論として「腹栄中学校と長洲中学校を統合し、新たな教育環境を実現する必要がある」と判断します。

以上、本調査委員会の結論といたします。

## ○長洲町立中学校規模適正化調査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長洲町附属機関設置条例（平成30年長洲町条例第13号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、長洲町立中学校規模適正化調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、中学校規模適正化に関することを調査し、長洲町教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ報告することとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校長の代表者
- (3) PTAの代表者
- (4) 認定こども園の代表者
- (5) 教育関係団体の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

## 長洲町立中学校規模適正化調査委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 名	所 属
1	おおた やすし 太田 恭司	熊本大学大学院教育学研究科 シニア教授	学識経験者
2	いなだ しょうせい 稲田 尚誠	腹赤小学校長（校長会長）	学校関係者
3	まきやま じゅんいち 牧山 純一	腹栄中学校長	学校関係者
4	とみた たかし 富田 孝司	長洲中学校長	学校関係者
5	いわきり くみこ 岩切 久美子 (PTA 連合会会長)	町 P T A 連合会小学校代表	P T A 関係者
6	むらしま よしゆき 村島 佳行 (腹栄中 PTA 会長)	腹栄中学校 PTA 代表	P T A 関係者
7	たなか ふくみ 田中 伏美 (長洲中 PTA 会長)	長洲中学校 PTA 代表	P T A 関係者
8	まつおか ゆみ 松岡 友美	NPO 法人 スローすてっぷ代表 元教育委員	教育関係者
9	すがはら まさこ 菅原 雅子 (長洲ひまわり幼稚園長)	認定子ども園代表	教育関係者
1 0	なかお まさみつ 中尾 政光 (会長)	長洲町中学校運営協議会代表	教育関係者
1 1	ふくだ りょうさい 福田 了裁 (会長)	青少年育成町民会議代表	教育関係者
1 2	うえの じゅんいち 上野 準一 (駐在員副会長・立野区長)	腹栄中学校区駐在員代表	地域関係者
1 3	いのもと かずお 猪本 一男 (駐在員会長・宮ノ町区長)	長洲中学校区駐在員代表	地域関係者